

図1) 保険料の計算式

均等割額 [被保険者全員が納める額]	+	所得割額 [所得に応じて納める額]
40,514円		基礎控除後の所得(※) × 7.41%
= 保険料額 [限度額57万円]		

※ 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。

○ 保険料の決まり方(年額)
 平成28年度の均等割額、所得割率及び保険料の賦課限度額はこれまでと変わりません。

○ 保険料の軽減措置について

平成28年度の保険料軽減措置は、判定基準を拡大して引き続き実施されます。

■ 所得が低い方の軽減

・ 同一世帯内の被保険者及びその世帯の世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、下表のとおり均等割額を軽減します。
 ・ 被保険者の基礎控除後の所得が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

■ 被用者保険の被扶養者であつた方の軽減

・ 均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。

※ 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

表1) 所得が低い方の均等割額における軽減割合

世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下 (その他の各種所得がない)	9 割
33万円以下	8.5 割
33万円 + (26万5千円 × 被保険者の数) 以下 ※1	5 割
33万円 + (48万円 × 被保険者の数) 以下 ※2	2 割

※1 平成27年度は、33万円 + (26万円 × 被保険者の数) 以下

※2 平成27年度は、33万円 + (47万円 × 被保険者の数) 以下

青森県司法書士会主催
 市民公開シンポジウム

「相続のやさしいお話」

相続登記は期限が定められていないため、一般に手続きが遅れがちで、いざ売るといふ場合や担保に入れて融資を受けようとする場合などに支障をきたすことがあります。長い間放置されてしまったことで、さらに相続が発生して新たな相続人が出現したりすると、権利関係が複雑になって、時間も費用もかさむことがありますから、相続登記は早めに終わらせておくことが重要です。さらに、登記の手続きも個々の事情によって千差万別です。
 相続でもめないためのアドバイスを、専門家がやさしくお話しします。

◆ シンポジウム

【開催日時】

平成28年4月17日(日)
 13時30分～17時

【開催場所】

ねぶたの家フ・ラッセ
 一階「交流学習室1・2」
 (青森市安方1-1-1)

【定員】 ※申込不要